

1. 特許審査ハイウェイ試行 様式1 オンライン手続きの場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【提出日】 平成00年00月00日

【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願0000 - 000000

【提出者】

【識別番号】 000000000

【住所又は居所】 県 市 丁目

【氏名又は名称】 株式会社

【代理人】

【識別番号】 000000000

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

本出願は米国特許商標庁への出願をパリ条約に基づく優先権の基礎出願とする出願であり、特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づく早期審査の申出を行うものである。

対応する米国出願の特許出願番号は、 / である。

【提出物件の目録】

【物件名】 **年**月**日付の対応米国出願のファースト・オフィス・アクションの写し 1

【物件名】 **年**月**日付の対応米国出願の特許許可通知の写し 1

【物件名】 **年**月**日付の対応米国出願の特許請求の範囲の補正書の写し 1

【物件名】 米国特許第 号明細書 1

【物件名】 仏国特許第 号明細書 1

【物件名】 米国出願と本願出願の特許請求の範囲の十分な対応を示す書面 1

【添付物件】

【物件名】 **年**月**日付の対応米国出願のファースト・オフィス・アクションの写し

【内容】 PAIR より入手可能なため省略

【物件名】 **年**月**日付の対応米国出願の特許許可通知の写し

【内容】 PAIR より入手可能なため省略

【物件名】 **年**月**日付の対応米国出願の特許請求の範囲の補正書の写し

【内容】 請求項1～3は、米国において特許可能と判断を受けた請求項

PAIR より入手可能なため省略

【物件名】 米国特許第 号明細書

【内容】 特許電子図書館より参照可能なため省略

【物件名】 仏国特許第 号明細書

【内容】 特許電子図書館より参照可能なため省略

【物件名】 米国出願と本願出願の特許請求の範囲の十分な対応を示す書面

【内容】

本出願の請求項	米国で特許可能とされた請求項	対応に関するコメント
1	1	両クレームは、同一である
2	2	//
3	3	//
4	1	両クレームは、記載形式を除いて実質的に同一である
5	2	//
6	3	//
7	1	請求項7は、米国の請求項1にAという構成を付加したものである。
8	2	請求項8は、米国の請求項2にBという構成を付加したものである。

< オンライン手続きの注意点 >

1. 【添付物件】の【内容】は、テキスト又はイメージの添付に対応しておりますが、罫線には対応しておりません。対応表はイメージまたは罫線なしのテキストのみにより記入してください。
2. 【提出物件の目録】と【添付物件】の【物件名】には同じ名前をつけてください。
3. 【物件名】は、50文字以内としてください。物件名の途中でスペースは使えません。スペースを記入する必要がある場合には、物件名は例えば「提出物件1」などとして、正確な提出物件名は「1. 事情」の欄に記入ください。
4. 特許庁に提出されている書類を援用することにより提出を省略するときは、【提出物件の目録】の【物件名】の欄に当該書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、援用される事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日)を記載して下さい。援用する物件に限っては、【添付物件】に【物件名】や【内容】を記載しないでください。(システムエラーとなります。)

2. 特許審査ハイウェイ試行 様式2 書面手続の場合

【書類名】	早期審査に関する事情説明書
【提出日】	平成00年00月00日
【あて先】	特許庁長官殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願0000 - 000000
【提出者】	
【識別番号】	000000000
【住所又は居所】	県 市 丁目
【氏名又は名称】	株式会社
【代理人】	
【識別番号】	000000000
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【早期審査に関する事情説明】	
1. 事情	
	本出願は米国特許商標庁への出願をパリ条約に基づく優先権の基礎出願とする出願であり、特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づく早期審査の申出を行うものである。
	対応する米国出願の特許出願番号は、 / である。
(添付物件)	
(物件名)	**年**月**日付の対応米国出願のファースト・オフィス・アクションの写し
(内容)	PAIRより入手可能なため省略
(物件名)	**年**月**日付の対応米国出願の特許許可通知の写し
(内容)	PAIRより入手可能なため省略
(物件名)	**年**月**日付の対応米国出願の特許請求の範囲の補正書の写し
(内容)	請求項1～3は、米国において特許可能と判断を受けた請求項PAIRより入手可能なため省略
(物件名)	米国特許第 号明細書
(内容)	特許電子図書館より参照可能なため省略
(物件名)	仏国特許第 号明細書
(内容)	特許電子図書館より参照可能なため省略
(物件名)	米国出願と本願出願の特許請求の範囲の十分な対応を示す書面
(内容)	別紙のとおり
【提出物件の目録】	
【物件名】	米国出願と本願出願の特許請求の範囲の十分な対応を示す書面 1

(別紙) 米国出願と本願出願の特許請求の範囲の十分な対応を示す書面

本出願の請求項 [Ⓐ]	米国で特許可能とされた請求項 [Ⓐ]	対応に関するコメント [Ⓐ]
1 [Ⓐ]	1 [Ⓐ]	両クレームは、同一である [Ⓐ]
2 [Ⓐ]	2 [Ⓐ]	// [Ⓐ]
3 [Ⓐ]	3 [Ⓐ]	// [Ⓐ]
4 [Ⓐ]	1 [Ⓐ]	両クレームは、記載形式を除いて実質的に同一である [Ⓐ]
5 [Ⓐ]	2 [Ⓐ]	// [Ⓐ]
6 [Ⓐ]	3 [Ⓐ]	// [Ⓐ]
7 [Ⓐ]	1 [Ⓐ]	請求項7は、米国の請求項1にAという構成を付加したものである。 [Ⓐ]
8 [Ⓐ]	2 [Ⓐ]	請求項8は、米国の請求項2にBという構成を付加したものである。 [Ⓐ]

< 書面手続きの注意点 >

1. 【早期審査に関する事情説明】の欄に(添付物件)を記載してください。(添付物件)の項目内では、【】(スミ付きカッコ)は用いないください。(添付物件)には、全ての提出すべき物件を記載してください。
2. 【提出物件の目録】の欄には現に添付するもののみを記載してください。
3. 「米国出願と本願出願の特許請求の範囲の十分な対応を示す書面」も含めて、提出物件は別紙として提出してください。